



おきなわ



作品名:「伝統を継ぐ」 撮影:仲原 功さん(浦添市)

目次

- ② 特集 沖社協60年のあゆみ〈前編〉
- ④ 沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会報告
- ⑤ 生活復興支援資金の貸付を行います
- ⑥ シリーズ活動最前線 「タイヤランド沖縄」
- ⑦ 第50回赤い羽根空の第一便伝達式を実施
- ⑧ 【ほっとニュースTOPICS】
災害ボランティア講座第2弾 他
- ⑩ 施設における災害対策を考える！
- ⑫ 高齢者虐待対応担当者実務研修会
- ⑫ 第3回沖縄ねりんピック開催
- ⑬ かりゆし長寿大学校 公開講座開催
かりゆし長寿大学校同窓会 文化発表会開催
- ⑭ 【福祉人材研修センターニュース】
『介護の日』記念認知症特別講演会 他
- ⑯ 【INFORMATION】
福祉の職場説明・面接会の案内、寄付者芳名 他

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として、共同募金配分金を充当しております。

特集

沖社協60年のあゆみ〈前編〉

沖縄県社会福祉協議会（沖社協）は今年で創立60周年を迎える。そこで、米軍統治下の時代から今日に至るまで沖縄の社会福祉を牽引してきた沖社協のあゆみを今号から2回にわたり振り返る。前編では設立から本土復帰前までに焦点をあてる。

戦後復興の中で

戦後沖縄の社会福祉は文字どおりの焦土の中からの出発であり、独自の法体系と厳しい財政状況の中で多



沖社協設立総会（昭和26年11月）

くの課題が山積していた。

昭和26年11月1日、戦後の沖縄の社会福祉の振興を願う軍・官・民の強い要請を受けて「沖縄群島社会福祉協議会」が設立された。

国際劇場で開かれた設立総会には千数百名が詰めかけ盛大な船出となったが、予算収入が乏しく事業資金の確保が課題となった。翌27年に沖縄で最初の共同募金運動を実施したが振るわず、当時の事務局長らは全国行脚して資金集めに奔走した。

こうした努力が実を結び、同年11月に共同募金の配分金でコザと那覇に沖社協直営の児童一時保護所を開設し、非行問題等を抱える児童の更生指導にあたった。



歳末たすけあい物資の配給

社会福祉の礎を築く

群島政府時代の昭和28年に、沖縄においても社会福祉事業法と福祉三法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法）が制定され、社会福祉事業の基盤整備が始められる。

昭和30年には沖社協が初の社会福祉法人として認可され、那覇市美栄橋に福祉会館を建設する等、事業推進体制も徐々に強化されていった。昭和32年には本土の民生委員にあたる「福祉委員」50人を本会会長の委嘱により設置したほか、市

町村社協育成のために北部中部、南部地区に地区社会福祉協議会を結成するなど、福祉活動の推進に取り組んだ。

当時は本土並みの福祉制度や社会福祉事業を沖縄でも実現できるよう様々な施策を展開しており、「歳末たすけあい運動」、「社会事業大学への留学生派遣」、「福祉貸付資金事業」等が開始された。

昭和33年には宮古、八重山の両群島社会福祉協議会を吸収統合し、名称を「沖縄社会福祉協議会」に改称した。これにより名実ともに沖縄一円を対象とする民間社会福祉団体の中核的存在としての基盤を確立することとなった。

民間社会福祉事業の発展・振興のために

立ち遅れた沖縄の社会福祉を進展させるには、沖社協が本土の民間社会福祉事業と緊密に連携を取りながら活動することが求められた。昭和32年には念願だった全国社会福祉協議会（全社協）への加入を実現させると、



初のモデル社協研究発表会

国会や郵政省へ「お年玉年賀はがき」の配分が受けられるよう働きかけを行い、翌33年には「南方同胞援護会」を配分団体として沖縄への助成配分の道筋を切り開いた。そして、昭和34年にはお年玉配分金によって那覇市寄宮に「沖縄整肢療護園」が建設された。その後も配分金によって「沖縄精和病院」、「沖縄福祉病院」、「沖縄母子福祉センター」等が建設され、沖縄の福祉向上に大きな弾みがついた。

沖社協では県内の福祉関係団体の組織化にも取り組んだ。昭和28年から市町村社協の結成促進と育成指導に乗り出し、昭和34年には全ての市町村に社協が結成

された。昭和37年には「沖縄老人クラブ連合会」、翌年には「沖縄民間社会福祉事業職員共済会」の設立に大きな役割を果たした。

救援活動の展開

厳しい社会情勢の中、十分に正月準備を整えることができない世帯へ物心両面から援護の手を差し伸べることを目的に昭和31年に「第1回歳末たすけあい運動」が実施された。沖社協が主唱し、市町村社協が実施主体となるこの運動は、地域の商工会や婦人会等を巻き

込み、金品の持ち寄り運動や困窮世帯への無料健康診断等、生活に即した運動へと発展・定着するようになった。

また、沖社協では台風等の自然災害の被災者等への



台風被災地への救援物資提供

義援金や救援物資の提供等も行った。緊急時には沖社協が持つネットワークが大いに生かされ、沖縄内外から多くの金品や援助が寄せられた。

この他にも「善意銀行」の設置が特筆される。これは徳島県を皮切りに全国に広がった運動で、沖縄では昭和40年に沖社協に設置された。善意銀行は技術や労働、奉仕活動、金品を「預け入れ」(登録)、困窮世帯等の支援が必要な方へ「払い出し」(提供)しくみで、ニーズとボランティアをつなぐ方式は現在のボランティアセンターに受け継がれている。

運動体としての沖社協

前述の様々な事業展開も含め、沖社協のあゆみは運動体としての側面もうかがえる。終戦後の混乱の尾を引く世相の中、貧困、疾病、犯罪は社会福祉事業の対象を作る三要素といわれていた。沖社協では早くから児童一時保護所を設けて児童の更生指導にあたるとともに、環境浄化運動にも参画し、昭和46年には「売春対策沖縄県連絡協議会」を設立している。また、飲酒がらみの犯罪が多かったことから社会風紀の向上や健康保持を掲げ、節酒運動にも取り組んだ。



予算対策大会に参集した福祉従事者ら

心臓異常児対策では、当時の沖縄では手術が不可能だった心臓異常疾患をもつ児童を本土に送り出すため、その費用確保に奔走し、やがて基金設置を果たした。これが契機となって日本政府からの援助措置を実現している。

この他にも、医療保険の創設・改善運動、老齢福祉年金獲得運動、社会福祉センター建設のための運動等、当時の沖縄の福祉・医療・保健の発展に大きく貢献している。

そして、こうした運動体としての活動を支えたのが種々の調査研究と広報活動である。毎年、全琉的な規模で社会調査を行い、沖縄の抱える社会福祉問題の実態を浮き彫りにした。そして、統計資料や機関紙(季刊誌)を発行して情報発信にも力を入れた。調査結果は運動に説得力を与え、広報活動により問題意識を喚起し運動の発展につながった。

本土復帰から現在に至るまでのあゆみについては次号にて紹介します。

「奇跡の1マイル」と評された戦後復興を遂げた市街地があった一方で、沖社協設立当初の沖縄は低所得者層の増加が大きな社会問題となっていた。日本本土では昭和30年に「世帯更生資金制度」が開始されたが、当時の沖縄には同様の制度がなく、制度創設が切望されていた。このような中、

世帯更生に向けて

昭和31年の全琉社会福祉大会において「福祉貸付資金制度」の早期実現を訴える声が上がると、やがて世論へと発展。昭和34年に琉球政府からの補助金により、沖社協独自の「福祉貸付資金事業」がスタートした。約2年間の実施期間で多くの世帯を更生させたこの事業の意義が認められ、

昭和35年に「福祉資金貸付制度」が法制化され琉球政府の直営事業となる。その後、福祉貸付資金はそのまま「母子福祉資金」に転用され、母子福祉法の公布により厚生局に移管されるまでの間、沖社協の事業として実施された。戦災等の死別や離婚によって急激に増加した母子世帯の更生に役立てられ、大きな成果を上げた。

社会福祉施策の充実・予算拡充を 県社会福祉施設・予算対策協議会 32項目の要望書を県知事へ提出

沖縄県社会福祉・予算対策協議会の代表団8名は、9月9日、県庁に与世田兼稔副知事を訪ね、「平成24年度県福祉施設・予算に対する要望書」を提出した。

(写真)

予対協は県内473の民間社会福祉施設・団体で構成される組織で、県社協に事務局を置いている。種別ごとに8つの部会で構成され



県・市町村福祉施設・予算に対する要望事項一覧 (全部会共通事項・新規要望事項のみ)

No.	要 望 事 項	区分	県	市町村
1	沖縄県地域福祉支援計画の策定について	施策	○	
2	福祉・介護人材交付金等制度等の継続について	施策	○	
3	老朽化に伴う施設整備に係る中長期計画の策定について	予算	○	○
4	住所地特例制度における地域密着型サービス利用制限の改善について	施策	○	
5	高齢障害者の受入れ先の拡大について	施策	○	
6	母子家庭等医療費助成の給付方法の変更について	施策		○
7	「気になる子」対策の充実を図るため、全ての市町村での臨床発達心理士の配置について	施策	○	
8	官公需等の受注拡大を図るための共同受注窓口組織としての(財)沖縄県セルフセンターの位置づけと活用について	施策	○	
9	工賃アップサポーター事業の継続について	予算	○	
10	更生保護事業に対する補助金について	予算	○	

る組織で社会福祉施設の充実と予算確保に向けた運動を行うことを目的としている。さらに今年度から社会福祉施設に関する提言機能強化を明確に打ち出すため、これまでの「沖縄県社会福祉予算対策協議会」から「沖縄県社会福祉・予算対策協議会」に改称した。

要望書の提出に先立ち、予対協の新垣雄久県社協会長は、「世界的経済危機や、東日本大震災等、社会情勢がめまぐるしく変化する中、影響を受けやすい社会的に弱い立場の方々への特段の

配慮をお願いしたい。」とあいさつ、県知事の代理で対応した与世田兼稔副知事へ全32項目の要望書を手渡した。

今回の要望には県地域福祉支援計画の策定をはじめ、新規要望として「福祉・介護人材交付金制度等の継続について」など8つの新規項目も盛り込まれている。

与世田副知事は、「少子

高齢化が進み、景気低迷が続く中、暮らしへの影響は大きい。社会的弱者への支援は非常に重要で、財政状況等を総合的に勘案して、国・市町村とも連携のうえ、可能な限り対応していきたい。」と述べた。

なお、予対協では市町村長及び市町村議会へも福祉施設・予算に対する要望書を提出している。



キーワード

「県地域福祉支援計画」

社会福祉法第百八条において、都道府県は市町村地域福祉計画の達成のため、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める「都道府県地域福祉支援計画」を策定することが定められている。

なお、計画の策定・変更の際にはあらかじめ住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとなっている。

平成22年3月末時点で「策定未定」は本県を含む8都県となっており策定が急がれている。

東日本大震災により被災した低所得世帯を対象とする

生活復興支援資金の貸付を行います

生活福祉資金（生活復興支援資金）とは

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、必要な相談支援と当面の生活に必要な経費等の貸し付けを行うことにより、生活の復興を支援するための貸付制度です。生活復興支援資金には、「一時生活支援費」、「生活再建費」があります。

ご相談、お申込みは、お住まいの市町村の社会福祉協議会までご連絡ください。

資金の内容

一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費 (食費、家賃、光熱費、公共料金、日用雑貨、医療費、保育料など)
生活再建費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な経費(転宅費・家具什器購入費・※自動車購入費等) ※原則として、震災前から自動車を所有しており、震災によって損壊した場合に限ります。

貸付条件

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
一時生活支援費	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間 <u>6カ月以内</u> ただし、被災証明書または り災証明書の提出がない 場合は、 <u>3カ月以内</u>	最終貸付日から2年以内 ※生活再建費を一時生活 支援費と併せて貸付け る場合は、一時生活支 援費の貸付終了日から2 年以内	15年以内 ※貸付金額に応じて、償 還期間の目安は次のと おり ■ 50万円以下 5年以内 ■ 150万円以下 10年以内 ■ 150万円超 15年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子。連 帯保証人が いない場合は 据置期間経 過後年1.5%
生活再建費	80万円以内			

貸付対象世帯

次の①～②に該当する、震災前まで生計を維持していた低所得世帯（被災により低所得世帯になった場合も含む）

- ①東日本大震災により被災した世帯
- ②福島原発事故による避難世帯(震災発生時の居住地が、原発事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域であることを確認できること)

※「被災証明書」または「り災証明書」の発行により被災状況を確認します。

申込にあたって

- 申込者は世帯の生計中心者に限られます。世帯が被災地と沖縄県内で別居している場合は、生計中心者が居住する市町村社会福祉協議会へ申込みします。
- 今後は生活再建のための取り組みを行い、社会福祉協議会による援助指導を受けることに同意が得られることを要件とします。
- 本資金は貸付制度のため、貸付後は償還が伴います。
- 生活再建費において、貸付が決定される前に発注・購入・支払い済みの場合は貸付対象になりません。
- 一時生活支援費において、公的給付(生活保護・失業等給付・訓練生活支援給付・年金等)を受給中または受給資格のある場合は対象になりません。

なお、被災元の社会福祉協議会にて、住宅改修費の相談、貸付を行っております。



福祉のコンシェルジュサービス

タイヤランド沖縄

(宜野湾市)



改造により手すりをつけたリフト付介護車両（レンタル用）

改造する企業が少ない等、高齢者や身障者のニーズが満たせない状況である。高里さんは、客のニーズに十分応えられていないのではないかと感じ「高齢者も身障者も健常者と同じ

ように自分の車で、好きな時に好きな場所へ移動できるような支援をしたい」と考え、福祉車両の改造技術を向上させるために福祉先進国スウェーデンで学んできた。

■福祉車両の現状を知る

現在の福祉車両は介護車両既製車として販売されているものがほとんどで、好みの車があっても体に合っていない場合が多い。また新車として購入するには高額であるし、低コストの中古車を改造する企業が少ない等、高齢者や身障者のニーズが満たせない状況である。高里さんは、客のニーズに十分応えられていないのではないかと感じ「高齢者も身障者も健常者と同じ

■帰国後の活動

高里さんが海外で学んだのは技術だけでなく、手すりの位置ひとつまで配慮する身障者や高齢者の立場を考えた福祉の視点である。この技術と視点により、顧客だけでなく、病院、介護施設、旅行会社やレンタカー会社からも福祉車両に関する相談を受けるようになり、現在では県内の福祉車両の総合案内係（コンシェルジュ）の役割を担っている。また、昨年度は、県より「経営革新承認企業」の認定を受けた。

高里さんの活動は移動支援という観点から、県内福祉の発展に貢献している。「決してNOとは言わない、誰のニーズにも対応する」と話す高里さんの今後の活動に期待したい。



ハンドル及びアクセル・ブレーキを改造した自操式福祉車

タイヤランド沖縄

住所：宜野湾市大山 1-1-15
TEL：098-898-5732
FAX：098-898-5733
HP：http://www.kaizoukun.jp

社会福祉施設 しせつの損害補償



ホームページでも内容を紹介しています。
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償



●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体
契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱
代理店
株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

赤い羽根共同募金



って、なぁ～に？



©中央共同募金会

- ① 自分の住んでいるまちを、良くするための募金だよ。
- ② お年寄りや、障害のある人、子ども達やその親など、助けを必要としている人たちのために、役立てられるよ。
- ③ 災害のときには、「災害ボランティアセンター」の設置にも役立てられるよ。

	・目が不自由な人も使える、声の出るパソコンでパソコン教室。
	・車いす用の自動車購入に役立てられています。
	・一人暮らしの高齢者へボランティアが作ったお弁当を届けます。
	・子どもたちの遊び場に、おもちゃや遊具をそろえています。
	・災害のときにボランティアを受付ける「災害ボランティアセンター」を設置します。

たとえば… いろいろあるよ！
赤い羽根共同募金の使いみち

10月1日、沖縄県共同募金会は那覇市共同募金委員会と合同で全日本空輸の協賛による「第50回赤い羽根空の第一便伝達式」を実施。会場となったパレット久茂地広場前には多くの関係者・市民が駆けつけた。伝達式では、厚生労働大臣と中央共同募金会会長メ

ッセージを、沖縄県知事と那覇市長へ伝達された後、具志堅グループ琉鵬会、沖縄県金融協会、ジーマ(株)から大口第一号として寄附金の贈呈が行われた。これを受け挨拶に立った沖縄県共同募金会の新垣雄久会長は「今日の社会福祉は、住民自らが地域福祉の

第50回赤い羽根空の第一便伝達式を実施！



空の第一便伝達式

宮古、八重山へは赤い羽根空の美ら島便
宮古島市、石垣市では沖縄県知事メッセージを届ける「赤い羽根空の美ら島便」が10月1日に実施され、日本トランスオーシャン航空の協力により、県知事メッセージと赤い羽根が各市長と宮古島市支会会長、石垣市共同募金委員会会長に届けられた。

担い手となり自主的な活動を展開していくことが求められており、その活動財源である共同募金の意義は大きい」と関係者を激励した。その後、那覇市第三民児協はじめ関係者による街頭募金活動が行われ、行きかう市民に協力を呼びかけた。



宮古空港での伝達式
(写真：宮古毎日新聞社提供)

沖縄県共同募金会
TEL 098-882-4353
FAX 098-882-4270

『東日本大震災義援金』受付口座

①沖縄銀行	石嶺支店	普通	No. 1412281
②琉球銀行	石嶺支店	普通	No. 335408
③沖縄海邦銀行	汀良支店	普通	No. 0187945
④沖縄県農業協同組合	首里石嶺支店	普通	No. 0021623
⑤コザ信用金庫	安里支店	普通	No. 014384

- ・口座名義 (福) 沖縄県共同募金会 ※各銀行・農協 同一名義
- ・振込手数料は同一銀行内に限り窓口での免除

東日本大震災から半年が経とうとしていた8月31日(水) 沖縄県総合福祉センター研修室にて、災害ボランティア講座第2弾を開催した。

今回の講座は、これまでの約半年間の被災地における支援活動を振り返り、支援の全体像を把握すると共に災害ボランティア活動に必要な視点や知識、心得を学ぶことを目的としたものである。

広く一般県民も受講できる講座とし、社協、NPO、行政、一般企業や災害ボランティア活動に興味・関心のある個人・団体の方まで総勢57名の参加があった。講師の桑原氏は「東日本大震災 被災地支援から考えるボランティア」と題して講話。まず今回の大震災の被害の特徴として、地震による被害に加え、想像を絶する津波の被害があったこと、余震によるさらなる

災害ボランティア講座第2弾 いまま、求められるボランティア活動とは

被害、原発事故と放射能による被害、風評被害などがあると述べられた。

一方、発災後、被災地外からもそれぞれの思いで支援にかけつけてくれた様々な団体があり、国際的なNGOなどからの支援も見られたこと、それらを災害ボランティアセンターの調整機能により被災者支援へとつなげていったことの説明があった。

また、ボランティアによる遺留品回収(思い出探し)については「今までの災害時支援にはなかった活動で、泥や瓦礫に埋もれた写真や思い出の品をゴミと見なかつた丁寧さ、被災者に寄り添う視点がある。」とボランティアだからこそ生まれた活動であると振り返った。参加者からは「被災者の声を丁寧に聞き、ニーズを把握することの大切さがわかった」「今回の講座を参考に長期的な支援も含め、会社または個人として取組めることを考えていきたい」

などの声が寄せられた。

最後に桑原氏は、生活支援期・復興期を迎えようとしている被災地の支援活動について「緊急的な支援・援助の収束を見ながら、住民や地域社会が本来もっている力を活かした『支え合い』『見守り合い』を個人・団体がつながりあつて進めていかなければならない。地元力を中心に支援活動していくことが大切である。これから私たちは黒子役として活動していく必要がある。」と締めくくった。

両研修会講師：桑原英文 氏
(災害ボランティア活動支援プロジェクト会議幹事、コミュニティ・4・チルドレン代表理事、JPCOM代表)

阪神大震災以降、数多くの被災地で支援活動を行い、東日本大震災においても、宮城県・福島県全域の災害ボランティアセンターの運営支援を行っている。



平成23年度 市町村社協災害マニユアル作成研修会

この研修会は、社協が災害時の要援護者支援や被災地復興において充分な力が発揮できるよう、市町村社協での災害マニユアル策定を推進することを目的に開催された。2回にわたり行われる同研修会の今回は、9月1日(木) 沖縄県総合福祉センター研修室にて、19の市町村社協と福島県での支援経験のある1NPOから31名の参加があった。

はじめに、「東日本大震災 これまでの支援活動 今後の被災地支援のあり方」と題して、講師の桑原氏から基調講話を頂き、これまでの支援のあり方を振り返ると共に、被災地の社協を中心に災害ボランティアセンターが立ち上がっていった一方で、多くの社協職員が被災し、また亡くなっている現状が伝えられた。

次に、災害ボランティアセンター運営支援のために被災地(福島県)へ派遣された市町村社協職員8名によるトークセッションが行われ「被災地支援の経験を活かすか」を

テーマに、派遣された職員がそれぞれの支援活動や体験を報告し、活発な意見交換が行われた。「災害派遣をとおりして、平常活動のチェック、訓練、スキルアップやコーディネート力の向上の必要性を感じた」などの意見があった。

後半では、災害マニユアル作成のための具体的な取り組み方法を先進県の社協の災害対策への取り組み事例を参考に学んでいた。

そして、各自の市町村社協における災害対策に取組むうえでマニユアル作成の必要性や重要性を整理するための企画書作成ワークを行い、取組み手順や方法が適当か、社協組織として、どのように取組んでいくか、などを整理して次回研修会へつなげることとなった。



会場・参加者の様子

疑似体験では学べない?! 本当の「障害」理解とは

「障害者の視点から社会を捉え直す」をテーマに、これまでの疑似体験を中心とした体験学習をふり振り返り、何を目的にどう学ぶのかを考える研修を行った。講師の沖縄国際大学教授の岩田直子さん、NPO法人沖縄県自立生活センターイルカと内容や進め方について話し合いを重ねて企画。当日は、小・中・高校・特別支援学校の先生、社協、大学職員、大学生、NPO等から41名が受講した。

岩田さんは、「疑似体験でできるのは、突然身体機能が障害を負った時の状態やその時の感情の体験である。できない面、不自由さを感じて『大変だから助ける』という感想で終わりがち。障害の本質である差別や平等、排他的な社会構造への理解へと展開されていない」と指摘。「なぜ障害



ファシリテーターの長位鈴子さん(沖縄県自立センターイルカ)生活

験した周囲の無理解や社会の課題について報告があった。その後、各グループに分かれ、気づきや感想を出し合い、「子どもたちに何を伝えたいか、ともに何を学ぶのか」をテーマに話しあった。参加者からは「障害を『社会モデル』で考える」という言葉がキーワードとして語られた。また「障壁を取り除く・解決していくための行動とは何か。子どもたちと考えていきたい」という意見もあった。

■参加者のアンケート

『今の気持ちを一句で』より

●疑似体験「大変ね」では

終われない

●みんなができる

あたり前が あたりまえ

●伝えられ伝えていこうと
心に決めた

平成23年度 苦情解決セミナー

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会が設置されて、今年で12年目を迎えます。これまで当委員会に寄せられた苦情は450件を超え、年々増加の一途を辿っています。

一般的に「苦情」という言葉を聞くと、マイナスのイメージをもつかもしれません。しかし、苦情の中に隠された利用者の思いをしつかり受け止めること、そして、それを適切に解決していくことにより、個人の権利を尊重したサービスの提供、福祉サービスの質の向上につながっていきます。ただ、日々の業務の中で苦情への対処や解決は容易なことではなく、対応について学ぶ機会が少ないのも事実です。そこで、今年度も福祉サービスに関する苦情解決セミナーを開催することとなりましたのでお知らせいたします。この機会に是非、苦情対応について学んでみませんか。

【主催】

沖縄県社会福祉協議会

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

【期日】

平成23年12月13日(火)

13時20分～16時40分会場

沖縄県総合福祉センター

東棟1階ゆいホール

【参加対象者】

福祉サービス提供事業所における苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の方等

【講師紹介】

○竹藤登氏(沖縄県福祉サービス運営適正化委員会委員長) 本県における苦情解決の取り組み状況について基調報告していただきます。

○佐藤みゆき氏(北海道名寄市立大学准教授) 事業者に求められる苦情対応について御講義いただきます。佐藤先生はこれまで北海道の運営適正化委員会の専門員の経験を経て、幅広い学会活動や社会活動で活躍中です。

施設における災害対策を考える！

東日本大震災、その時現場では

本年3月11日に発生した「東日本大震災」は、東北地方を中心に死者・行方不明者計2万数千人以上にのぼる甚大な被害をもたらした。

被災地における社会福祉施設の被害は甚大で、厚生労働省のまとめ（平成23年4月21日時点）によれば、津波による被害が大きい岩手、宮城、福島の間では老人福祉施設・障害福祉施設・児童福祉施設など1452カ所の施設が被災し、うち59施設が全壊している。また、利用者、職員の死者・行方不明者は500人以上に及んだ。沿岸部など津波の被害が甚大な地域で、足腰の弱い高齢者や避難に関わる職員が逃げ遅れたことが背景にあると言われている。本号では、報道等により伝えられた現場での状況等を整理し、県内でも起こりうる大災害に備え、施設に求められる対策について考える。

沿岸部の施設、利用者の避難現場では・・・

被災当日、海岸から300mの施設では入所者、デイサービス、ショートステイの利用者計75人にに対し、職員は10人での勤務体制であった。一刻も早く高台へ避難を要する中、利用者の

7割は車いすという状況で困難を極めていたという。そんな状況の中、地元警察の協力のもと、歩ける人はパトカー、車いすの方は福祉車両、それでも乗りきれない方は、施設の所有する1トントラックの荷台に乗せ、警察官15名が同乗し利用者を支えながら避難し、なんとか難を逃れたという。

住民の受け入れ、要援護者支援、不安を抱えながらの施設運営

津波被害がなかった施設では、体制が全く不十分な状況の中、震災直後から地域の避難者や負傷者を受け入れ、避難所としての機能を果たした施設がほとんどであった。

ある施設では、120名の利用者とは別に、200人の地域住民が避難。利用者も併せ最大時で900人を受け入れ。2人部屋を4人部屋にしたり、会議室や理事長室を開放したりするなどあらゆる措置をとったが、それでもロビーや廊下に住民が溢れていたという。

職員も被災者。過酷な状況中、使命感だけで支援

災害発生時に勤務を外れていた職員とは連絡がままならず、限られた職員体制の中、ほぼ24時間体制で利用者のケアをする状況が続く。

く。また、利用者の支援と併せ、避難所運営、利用者の家族の安否確認・避難状況の把握、更には食材の確保など、ほとんど不眠不休の状態で対応する施設も少なくなかった。

利用者の安全確保・事業の継続は必須！

きない。被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、事前の検討や準備を進める必要がある。更に自力でサービスの提供を継続することができない場合を想定し、あらかじめ利用者の避難先などを確保するよう取り組みことも重要である。

大規模災害の際福祉施設に起こる諸問題

●通信がマヒすると
医療機関へ連絡できない
行政へ連絡できない
家族へ連絡できない
など

●水道が止まると
トイレが使えない
入浴ができない
食事が作れない
洗濯できない
など

●ガスが止まると
食事が作れない
入浴ができない
など

●電気が止まると
夜だと暗くて何も見えない
機器類止まってケアができない
空調が止まって寒い(暑い)
エレベーターが使えない
など

ライフライン停止

地震・災害の発生

福祉事業は他の業種と違いサービスを停止できません
ライフライン等が十分に機能しない状況下でもサービスの提供を続けるためには前もって準備が必要です

安全確保の緊急対応が検討されていないと…
利用者を避難させられない
医療機関へ円滑に搬送できない
職員を速やかに招集できない
安否が確認できない
など

事業継続が検討されていないと…
備蓄が不十分で食料がすぐに底をつく
代替施設が決まらず野外で夜を過ごす
不衛生な状態が続く
など

県内福祉施設へ

「災害対策等に関する実態調査」を実施

県内福祉施設における災害対策の状況を把握し、今後の取り組みに寄与することを目的に実態調査を実施。調査は、老人福祉施設（140）・障害福祉施設（46）・児童福祉施設（12）・保育施設（379）など施設・事業所577カ所を対象に実施、381カ所（回収率：66.0%）より回答いただいた。

高齢者や障害者などを抱える福祉施設では、日頃より施設の安全対策を実施し、いざという時に備えて施設環境を整備しておくことが重要であるが、県内各施設の災害対策は次の通り。

緊急時の職員招集ルールを決めているのは15%のみ。初動体制確立のための取り組みが課題！

災害発生時の初動体制確立のため対策として、『職員への連絡網』の整備をしている施設は全体の87%を占めたが、『災害時の組織体制・役割分担』については、過半数（52%）の施設が整備していない結果となった。また、『緊急時の職員

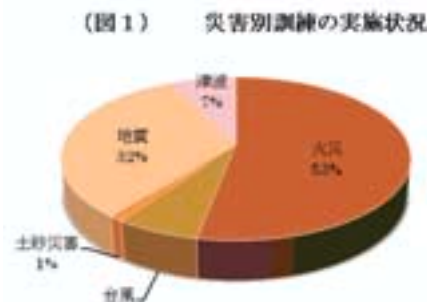
招集ルール』について決めている施設は15%のみと低い結果となっている。

災害が発生する時間帯によつては、職員体制が不十分なものもあり、被害状況や利用者の安否確認など職員が忙殺されることが想定されることから、『災害対策の組織体制・役割分担』『職員の招集ルール』を取り決め、職員間で共有しておくことが重要である。

防災訓練実施率99%！火災に対する訓練が5割以上を占め、津波などの非難には不安残る！

防災訓練実施率に関して99%とほとんどが実施しており、年に5回以上実施

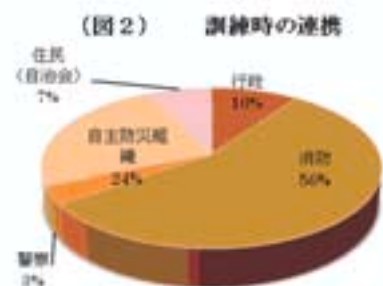
している施設が66%を占める。しかし、訓練の内容としては『火災が53%』を占め、次いで『地震32%』、『津波・台風7%』、『土砂災害1%』という結果となっており、火災以外の避難には不安が残る結果となった。（図1）



また、訓練時の地域・関係機関との連携に関しては、『消防が56%』と最も高く、地域住民（自治会）、自主防災組織などと連携している施設は31%となっている。（図2）

一方、『訓練マニュアルの整備』についてはほとんどの施設で作成済み（92%）であったが、避難場所・避難経路など施設外への避難を想定した誘導図ま

で作成しているのは、52%にとどまっている。



食糧・水の備蓄量はほとんどの施設が1日〜3日分のみ

災害時の食糧・資機材等の備蓄に関しては、32%が備蓄あり、68%が備蓄無しという結果となっている。特に必要な食糧・水の備蓄は81%が『1日〜3日分』、1週間以上の備蓄をしている施設は10%にとどまった。

福祉避難所の指定は14%のみ。災害協定の締結も10%にとどまる。

避難を想定した地域との協力体制は37%の施設が連携しているが、福祉避難所の指定は14%と少なく、また、企業や自治体等との災害協定の締結は10%にとど

まるなど、具体的な協力体制に至っていない施設が多い結果となっている。

災害対応マニュアルは約5割が未整備！見直しの必要性も・・・

前述の課題等に対し職員が統一した安全対策の意識の下、迅速な対応を図るために、マニュアル等の整備が求められるが、県内施設ではマニュアル「未作成」、若しくは「作成予定」と回答した施設が全体の約5割を占めた。

また、マニュアルを作成している施設でも、主に『火災』を想定した内容であったり、避難場所や避難経路などが明確でないなど、見直しを要することも課題となっている。

最後に・・・

抱える課題は多岐にわたるが、福祉施設は利用者の生活の場であり、命を預かる自覚と使命を持って、いつ起こるか分からない非常事態（大災害）に備え、今一度災害対策を見直すことが必要とされている。

虐待担当者の実践力を磨く ～高齢者虐待対応担当者実務研修会～

高齢者虐待件数が全国的に年々増加傾向にある中、現場に携わる高齢者虐待対応担当者の初任者を対象に、9月16日に「平成23年度高齢者虐待担当実務研修会」を開催した。

県内における市町村職員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等、虐待対応担当者、34事業所より計54名の参加があった。

今回は、沖縄県社会福祉士会虐待対応スーパーバイザーの石川和徳氏を講師に招き、「高齢者虐待担当者としての、実践力を磨き、迷いを無くす」をテーマに開催した。

講義では、虐待対応担当者としての心構えの理解、虐待対応の取り組み方や進め方、知識・スキル・ツールについて話された。また、演習ではグループ毎に事例を用いて具体的な支援方法等を議論し合い、積極的な意見の交換を行なった。

講義の中で、石川氏は、

「虐待対応は重い、時には責められさえもする事もあり、とても大変、しかし、このような負担からくる恐れを、少しでも軽減させるためにも、最悪の状況を想定し、対応策を準備することが大事。何よりも、虐待対応担当者としての自覚を持つ事」と話していた。

虐待担当者が支援を進めていく上で「恐れ」を無くし、今後の高齢者虐待対応に役立てられる研修会となった。



グループ毎に事例について意見交換を行う

第3回沖縄ねんりんピック 19競技で熱戦展開・ノルディックウォーキング、スポーツ吹矢体験教室も実施

第3回沖縄ねんりんピックが9月21日～25日までの5日間、奥武山総合運動公園を主会場に開催された。本大会は、高齢者に適したスポーツ文化活動等を通じて明るく活力あふれる長寿社会づくりの促進に寄与することを目的に開催されるもの。

県立武道館アリーナ棟で執り行われた総合開会式においては、選手・役員ら約500名以上の参加があり、沖縄県警察音楽隊のオーブニング演奏で華を添えた。



総合開会式の様子

選手宣誓では、ベタンク競技出場の島袋盛栄さん（76歳）とソフトバレーボール競技出場の池原智子さん（70歳）が「高齢者の生きがいづくりと健康づくりを県民に広くアピールしたい」と力強く宣誓した。



選手宣誓の様子

競技は、水泳や弓道、ベタンク、ダンススポーツなど全19競技1,927名の選手により熱戦が展開された。上位入賞者（チーム）は、来年宮城県で開催される「第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（ねんりん

ピック宮城・仙台2012への派遣対象となる。



弓道競技の様子



ダンススポーツ競技の様子

本大会においては、参加者体験行事として、「ノルディックウォーキング」・「スポーツ吹矢」の体験教室が行われ、多くの方が、新たなスポーツにも挑戦した。

平成23年度かりゆし長寿大学校 公開講座開催

沖縄県かりゆし長寿大学校の講座を、より多くの方々が受講できるよう、普段、大学校に通うことが難しい遠隔地の高齢者を対象とした公開講座が、去る9月28日、本部町産業支援センター（アジマーもとぶ）で開催され、本部町内外から計52名が参加した。

今回の公開講座内容は、講義①に、「シニアライフを有意義に過ごすために」と題して、健康生きがいづくりアドバイザーの羽地國雄氏による講義と、講義②では、「沖縄の文化とその



羽地講師による講話

伝承」と題して、東洋大学文学部教育学科名誉教授の比嘉佑典氏による講義がそれぞれ行われた。

健康生きがいづくりアドバイザー羽地氏は、高齢社会をアクティブに生きるためには、人生の目標を立て、実践し、達成する、そして幸せになることが大事であると述べ、人生を豊かで充実させるための方法を、具体例や課題を挙げながら説明した。特にシニアの健康課題である、運動不足と肥満については、正しい筋力トレーニング方法やウォー



羽地講師と一緒に、簡単にできる運動方法を学んだ。

キング方法に参加者と一緒に実践しながら、熱のこもった指導を展開した。

講義②の「沖縄の文化とその伝承」では、比嘉氏のユーモアたっぷりの内容で、高齢者と子どもを結ぶ接点（意義）や、高齢者が子どもにも沖縄の伝承文化を伝えていく方法（自分たちの宝物を子どもにどのように伝えるか）、学校教育との連携の大切さ等を説明され、パワーみなぎる講話であった。



比嘉講師のユーモア溢れる講話は親しみ感があった。

講座終了後の参加者アンケートからは、「北部での開催は貴重で、この公開講座に参加して、自分自身が大きな宝物を得た思い」との声があった。

かりゆし長寿大学校同窓会

文化発表会開催

かりゆし長寿大学校同窓会による、日頃行われているさまざまな文化活動や創作作品の発表を行う、「かりゆし長寿大学校同窓会文化発表会」が、去る9月12日、県総合福祉センターで開催され、多くの同窓生が参加した。



かりゆし長寿大学校の新垣学長による来賓挨拶。

文化活動発表では、舞踊やダンス、コーラス、コント等



社交ダンスサークルによる演技。

を各サークル及び各期の代表が18の演技を披露し、会場を笑いと感動で包み盛り上げた。また、ロビーに展示された、絵画、写真、書道、陶芸、手工芸等では、日頃の活動の成果を精一杯表現された作品の数々で、来場者が作品に足を止め、芸術の秋を堪能している様子であった。

『介護の日』記念認知症特別講演会

「まちで、みんなで認知症の人をつつむ
～共感と協働のまちづくり～」



知っているようで
知らない…？

☆介護の日☆

平成20年7月に厚生労働省は11月11日を「介護の日」と制定しました。

今年で3年目になります
が、「介護の日」をご存知
でしたでしょうか？

介護の日とは「介護に
ついての理解と認識」を深
める日です。

現在、認知症は高齢者だ
けではなく若者でも発症す
るのです。何年か前に日本
映画で働き盛りの40代のサ
ラリーマンが認知症となり
会社と家庭の中で本人や周
りの方が最近、変だな？と
感じていても年齢も若いし
バリバリ働いているし「単
なる“疲れ”だよ」と、あま
り深刻にならず気が付いた
ら…

“えっ” “認知症？”
突然の告知に困惑しなが
らも自分らしく生きる映画
がありました。

それぞれ、周りの環境や
その方に関する人達の理解な
どが必要となります。また、
今の生活環境で暮らすこと

が出来る様に地域の力も重
要となってきます。一昔前
よりも認知症について情報
が広がり「病气」であると
認識している方が増えてい
ますが、他人事ではなく自
分自身にも起こり得る病気
であることもまた、認識し
ていただきたいと思います。

もし、自分が・・家族が
認知症になった時、あなた
ならどうしますか？

沖縄県介護実習・普及セ
ンターでは、平成21年度よ
り「介護の日」にちなんで
毎年11月に認知症特別講演
会を開催しております。

去年に引き続き若年性認
知症についての講演会を行
います。

今年の認知症講演会の講
師は、大牟田市の認知症介
護グループホーム「ふあみ
りえ」のホーム長、大谷る
み子さんです。

大谷るみさんは、病院・
特別養護老人ホームの看護・
介護部長を務めデンマーク
の福祉の思想に出会い共感。
現在は、福岡県大牟田市認
知症ケア研究会の代表もつ
とめ、「認知症コーディネート

ーター」の育成は先駆的な
取り組みで全国的に評価を
受け、地域における認知症
への理解を求める活動を実
践しています。

ぜひ、ご自身や家族のた
めに「認知症特別講演会」
に足を運んでいただけたら
と思います。心よりお待ち
申し上げます。

“介護講座を
受講しませんか？”

沖縄県介護実習・普及セ
ンターでは、介護講座を開
催しております。在宅で初
めて介護をされる方やボラ
ンティアをされている方、
介護に興味のある方を対象
に日常生活に必要な基本的
な介護の知識や技術をシリ
ーズ化して行っています。
また、介護に関する相談
も承っておりますのでお気軽
にお問合せください。

お問合せ先

沖縄県介護実習・普及セン
ター

電話 882-1484

FAX 882-1486

●お問合せ先
●沖縄県介護実習・普及
●センター
●電話 (882) 1484
●FAX (882) 1486

●講師
●社会福祉法人 東翔会グル
●ープホームふあみりえ
●ホーム長 大谷るみ子 氏
●日時
●平成23年11月10日（木）
●時間 14時～16時30分
●（会場13時）
●会場
●浦添市てだこホール（大）

平成23年度ソウェルクラブおきなわ

新たにサービス(地域開発メニュー)が増えました！

～「ホテルユクエスト旭橋」が会員特別価格にて利用できるようになりました～

福利厚生センターおきなわ（ソウェルクラブ）事務局では、福祉の職場で働く人の福利厚生を支援しています。その中でも、地域会員の皆様が年間を通じて利用できるような独自メニューの開発に努めています。今回、新たにホテルユクエスト旭橋が会員特別価格で利用できるようになりましたので、ご案内いたします。

客室（会員特別価格）

ご提供客室タイプ（定員）	公示1名様料金	割引後1名様料金
○スタンダードシングル（1名）	9,500円	6,500円
○スタンダードダブル（2名）	6,000円	4,500円
○ツインルーム（2名）	8,000円	5,000円
○トリプルユース（3名）	5,500円	4,000円

※1泊素泊まり料金 ※朝食料金大人別途800円（洋食） ※詳細については、ホテルへお問い合わせください。

このほかにも、ソウェルクラブでは、全国共通で利用できるサービスを多数ご用意しております。現在では会員が全国20万人を超えサービスも増加しています。加入の受付は年間を通じて行っておりますので、職員の確保・定着のためにソウェルクラブにぜひご加入ください。

【お問い合わせ】 福利厚生センターおきなわ事務局 TEL: 098-882-5703 <http://www.sowel.or.jp/>

ホテルユクエスト旭橋



〒900-0034

沖縄県那覇市東町5-19

TEL: 098-866-0600

FAX: 098-866-6524

HP: <http://www.yuquesta.jp/>



【客室】スタンダードシングル



「職場体験」(就労型)事業

素晴らしい人材を求めている事業所の皆様！

本事業を活用して、**事業所の望む人材を** 採用されてみてはいかがでしょうか！
メリット（例） 事前（採用前）に求職者の人柄が分かる！

素晴らしい事業所へ就職を希望されている皆様！

あなたの **魅力(やる気)** を **就職希望先** へ **アピール** しませんか！？
メリット（例） 事前に就職希望先の雰囲気分かる！



本事業は今年度（平成24年2月末）までの事業です

どしどしお申込（お問合せ）ください♪

詳しいお問合せはこちらまで → TEL: 098-882-5703

HPも御参照ください <http://www.okishakyo.or.jp/jinzai/>

＊「体験型」の職場体験も同時開催中！！